

令和4（2022）年5月30日

各部長の長 殿

副学長（国際担当）

本学における学生の海外渡航の取扱いについて

このことについて、外務省が発出する海外安全情報において一部国・地域の感染症危険情報が「レベル1（十分注意してください）」に引き下げられたことに伴い、本学における学生の海外渡航の取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1. 危険情報及び感染症危険情報が「レベル1（十分注意してください）」以下の国・地域への渡航
渡航にあたっては、事前研修への参加および海外渡航届の登録（原則として渡航4週間前）、本学指定の旅行保険への加入等、**必要な手続きを必ず行うよう、所属学生への指導を徹底**してください。
2. 感染症危険情報が「レベル2（不要不急の渡航は止めてください）」または「レベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告）」の国・地域への渡航
本学協定校への派遣留学および学域長・研究科長等の部長から許可された場合を除き、**引き続き原則禁止**します。各部長においては、部長の**許可を得るための手続きについて、所属学生への周知を徹底**し、遺漏のないようにしてください。
3. 感染症危険情報のレベルに関わらず、**危険情報（政治社会等の治安情勢を踏まえた総合的な判断）が「レベル2以上」**の国・地域への渡航
引き続き原則禁止します。

- 海外危険情報レベルに関する最新の情報は、
外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）で確認してください。
- 学生の海外渡航に際して必要な手続き等は、
大学 TOP> 国際化> 学生の海外渡航に関する危機管理
学内専用ページ（<https://www2.adm.kanazawa-u.ac.jp/ryukou/sгу/htdocs/international/risk/index.html>）
で確認してください。

本件についての照会先：
国際部留学企画課留学推進係 長田
電話：076-264-5243
E-mail: studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp